

(例1-1)

# 遺言書

遺言者谷川太郎は、次のとおり遺言する。

- 一、遺言者は、妻谷川花子(昭和2年2月2日生)に  
所有する全財産を相続させる。

平成22年6月26日

大阪府大東市谷川a丁目6番地c号

遺言者 谷川太郎(昭和元年12月25日生)

谷川

(例1-1)と(例1-2)は、  
子供がいない夫婦で、夫が遺言書を書く場合  
を想定しています。

## タイトル

法律にはタイトルの記載がありませんが、「遺言書」や「遺言状」と書くことで遺言であることが分かります。

# 遺言書

遺言者谷川太郎は、次のとおり遺言する。

誰に  
何を（どんな財産を）  
どれくらい分けるのか  
書きます。

一、遺言者は、妻谷川花子（昭和2年2月2日生）に  
所有する全財産を相続させる。

## 日付

日付をご自身で書きます。

平成22年6月26日

大阪府大東市谷川a丁目6番地c号

遺言者 谷川太郎（昭和元年12月25日生）

印鑑

谷川

## 氏名

氏名をご自身で書きます。

# 遺言書(例1-2)

遺言者谷川太郎は、次のとおり遺言する。

一. 遺言者は、次の不動産、預貯金、有価証券を含む次の財産を、妻谷川花子(昭和2年2月2日生)に相続させる。

1 土地

所在 大阪府大東市谷川  
地番 b番c  
地目 宅地  
地積 235.14平方メートル

2 建物

所在 大阪府大東市谷川 b番c  
家屋番号 52  
木造瓦葺2階建居宅  
床面積 1階89.8平方メートル  
2階55.7平方メートル

3 預貯金

北河内銀行 大東支店 口座番号 1234567 の遺言者名義の普通預金  
北河内信用金庫 大東支店 口座番号 9876543 の遺言者名義の普通預金。

4 有価証券

株式会社住道の株式のすべて(生駒山証券住道支店に預託)

5 その他の遺言者に属する一切の財産。

二. この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

大阪府大東市谷川 A 丁目 B 番 C 号  
行政書士 行政三四郎

平成22年6月26日  
大阪府大東市谷川a丁目b番地c号  
遺言者 谷川太郎(昭和元年12月25日生)



## 遺言書(例2)

(例2)は、子供がいる夫婦で、夫が遺言書を作成する場合を想定しています。

遺言者大東太郎は、次のとおり遺言する。

一、妻大東花子(昭和2年2月2日生)に次の財産を相続させる。

1 土地

所在 大阪府大東市谷川

地番 b番c

地目 宅地

地積 235.14平方メートル

2 建物

所在 大阪府大東市谷川 b番c

家屋番号 52

木造瓦葺2階建居宅

床面積 1階89.8平方メートル

2階55.7平方メートル

二、長男大東一太郎(昭和34年5月30日生)に次の財産を相続させる。

北河内銀行 大東支店 口座番号 1234567 の遺言者名義の普通預金

北河内信用金庫 大東支店 口座番号 9876543 の遺言者名義の普通預金。

三、長女四条暁さくら(昭和36年9月15日生)に次の財産を相続させる。

株式会社住道の株式のすべて(生駒山証券住道支店に預託)

四、その他の遺言者に属する一切の財産は、妻大東花子(昭和2年2月2日生)に相続させる。

五、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

大阪府大東市谷川 A 丁目 B 番 C 号

行政書士 行政三四郎

六、付言事項

私もいい年になってきて、いつどうなるのかわからないので、一筆書きました。

いい妻・子供達に恵まれて良い人生だったと思う。

父親としていたらない部分も多く何かと迷惑をかけたが、最期までついてきてくれた妻、そして子供達に本当に感謝している。ありがとう。

もし、生まれ変われるのならまた家族として一緒に楽しく暮らしたいと思っています。

この遺言書は父の最期のわがままで、お願いです。どうかこの遺言書のとおり執行してください。

私の死によって発生した相続財産は、もともとなかったものと思って、この遺言書の内容で誰一人もめないことを強く望みます。

皆くれぐれも体には気を付けてお元気で。

平成22年6月26日

大阪府大東市谷川a丁目b番地c号

遺言者 大東太郎(昭和元年12月25日生)

大  
東

# 遺言書(例3)

遺言者大東太郎は、次のとおり遺言する。

(例3)は、妻と子供、孫に財産を分ける場合です。

一、妻大東花子(昭和2年2月2日生)に次の財産を相続させる。

1 土地

所在 大阪府大東市谷川

地番 b番c

地目 宅地

地積 235.14平方メートル

2 建物

所在 大阪府大東市谷川 b番c

家屋番号 52

木造瓦葺2階建居宅

床面積 1階89.8平方メートル

2階55.7平方メートル

二、長男大東一太郎(昭和34年5月30日生)に次の財産を相続させる。

北河内銀行 大東支店 口座番号 1234567 の遺言者名義の普通預金

三、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男大東一太郎(昭和34年5月30日生)を指定する。

四、長女四条暁さくら(昭和36年9月15日生)に次の財産を相続させる。

株式会社住道の株式のすべて(生駒山証券住道支店に預託)

五、孫大東三郎(平成元年4月13日生)に次の財産を遺贈する。

北河内信用金庫 大東支店 口座番号 9876543 の遺言者名義の普通預金。

六、その他の遺言者に属する一切の財産は、妻大東花子(昭和2年2月2日生)に相続させる。

七、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

大阪府大東市谷川 A 丁目 B 番 C 号

行政書士 行政三四郎

八、付言事項

私もいい年になってきて、いつどうなるのかわからないので、一筆書きました。

いい妻・子供達に恵まれて良い人生だったと思う。

父親としていたらない部分も多く何かと迷惑をかけたが、最期までついてきてくれた妻、そして子供達に本当に感謝している。ありがとう。

もし、生まれ変われるのならまた家族として一緒に楽しく暮らしたいと思っています。

この遺言書は父の最期のわがままで、お願いです。どうかこの遺言書のとおり執行してください。私の死によって発生した相続財産は、もともとなかったものと思って、この遺言書の内容で誰一人もめないことを強く望みます。

皆くれぐれも体には気を付けてお元気で。

平成22年6月26日

大阪府大東市谷川a丁目b番地c号

遺言者 大東太郎(昭和元年12月25日生)

大東